

## 令和元年度 第2回 伊豆の国市空家等対策推進協議会 議事録

**日 時** 令和2年3月9日（月）13時30分から14時45分  
**場 所** 伊豆の国市長岡340番地の1 伊豆の国市役所 伊豆長岡庁舎 3階 第4会議室  
**出 席 者** 9名

伊豆の国市長 小野登志子（伊豆の国市空家等対策推進協議会長）  
女性講座受講者 塩川紀子  
静岡県司法書士会沼津支部 山田茂樹  
静岡県宅地建物取引業協会東部支部 佐藤正  
全日本不動産協会静岡県本部 川口御前  
静岡県土地家屋調査士会伊豆支部 山本直史  
静岡県建築士会東部ブロック三島地区 藤本文彦  
伊豆の国市都市整備部長 西島功  
伊豆の国市市長戦略部長 杉山清

**欠 席 者** 1名  
伊豆の国市区連合会 鈴木辰美

**傍 聴 者** なし

### 1. 開 会 13:30 会議開催

⇒進行：地域づくり推進係長  
定刻となり、開会の宣言と本日の会議の概要を説明

### 2. 会長挨拶

委員の皆様には、大変お忙しい中、空家等対策推進協議会にご出席を頂きまして、誠にありがとうございます。

この協議会は、平成26年11月に制定された「空家等対策の推進に関する特別措置法」の第7条に基づき、設立された協議会であり、伊豆の国市における空家の対策を加速させていくため、皆様にお集まりいただいているところでございます。

時間がかかるものだとしみじみと感じているところであります。

さて、本日は、前回の協議会において、認定した特定空家に対するその後の対応状況や、次期空家等対策計画の更新に関するを中心、事務局から説明させていただきます。

委員の皆様におかれましては、専門的視点から忌憚のないご意見をお伺いたく、ご理解とご協力を申し上げ、私からの挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願ひいたします。

### 3. 議事録署名委員の選出について

⇒ ここからは、協議会設置要綱第6条及び第7条の規定により、議長は会長（伊豆の国市長）が行う。

それでは、議事録署名人の指名をさせていただきます。

規程第11条に基づき、議事録署名人に山本直史委員を指名する。

### 4. 議事

#### (1) 認定した特定空家の措置について

【(1) 認定した特定空家の措置については、個人情報が含まれていることから非公開の為、  
会議録から削除】

※伊豆の国市空家等対策推進協議会運営規程 第5条による。

#### (2) 空家の適正な管理の依頼状況について

【(2) 空家の適正な管理の依頼状況については、個人情報が含まれていることから非公開の為、  
会議録から削除】

※伊豆の国市空家等対策推進協議会運営規程 第5条による。

#### (3) 伊豆の国市空家等対策計画の更新について

議長 次に、「伊豆の国市空家等対策計画の更新について」事務局から説明をする。

事務局 それでは、「伊豆の国市空家等対策計画の更新について」事務局から説明致します。

資料No.5・1は空家等対策の推進に関する特別措置法の抜粋になります。

この空家等対策の推進に関する特別措置法は国会議員による議員立法であり、同法附則第2項において、この法律の施行後5年を経過した時点で、この法律の施行の状況を勘案し、見直すものとされています。

資料No.5・2は、現在の当市の空家等対策計画になります。この計画書の6ページの2に計画期間を示しており、当市の計画期間は同法附則第2項を踏まえて、令和3年3月末までと定めています。

次に資料No.5・3をご覧ください。

こちらに伊豆の国市空家等対策計画の更新についての考え方を示しています。

現在、伊豆の国市空家等対策計画は、計画期間が令和3年3月31日までになっています。この計画の見直しに対し、次期計画をどう策定するかについて説明いたします。

空家等対策の推進に関する特別措置法では、附則に法施行後5年でその内容を見直すことが盛り込まれています。このため、その期限に合わせる形で当市の計画を令和3年3月31日としています。

法律は、議員立法による時限立法であることから、期限前に改正案が示されると見込んでおりましたが、現在改正案が示されていない状況であります。また、改正後逐条解

説やガイドラインが順次提供されることが予想されるため、現在の計画期間内での更新が難しくなっています。

静岡県を通じ、国の法律改正の動きについて確認したところ、令和年の改正に向けて、自民党議員団と協議を進め、法改正には1～2年の猶予が必要である旨確認しています。

改正に盛り込まれる内容は、

- ① 災害等による緊急措置について
  - ② 長屋家屋を空家として取り扱えるようにする。
  - ③ 情報収集がやりやすくなるよう情報の権限の適用範囲の見直し
- 以上を中心に協議が進められる模様です。

よって、当市の空家等対策計画は、現在の計画内容に修正を加えず、計画期間のみを延長する形で進んでいきたいと考えております。

延長期間については、市の判断となるが、国の担当者から法施行までに1～2年の期間を要する。逐条解説やガイドラインの発布は更に1年後となる見込みであることを踏まえ、令和5年度末としたいと考えています。

この際には、当市の空家等の実態調査を実施し、空家数等の数値も改正していきたいと思っています。

また、現在の計画の中では、西暦と和暦を併記していることから、修正しても良いかと考えています。

以上です。

**議長** 事務局の説明が終わりました、これより、皆様からのご意見を求めます。

**藤本委員** 計画書の13ページ7、用語の定義において、参考に「長屋及び共同住宅等で」とあるが、建築基準法では別の規定となる。この場合のとらえ方は、一般的な長屋ととらえることで問題ないか。

**山田委員** 法律上物理的に分かれていないものは認められていないが、今後対応が可能となるとしていくか。

**事務局** 新規の法では、長屋と共同住宅について盛り込んでいく可能性が高い旨説明を受けています。

**議長** きちんとした規定が長屋等にあるのか。

**事務局** 1棟に対して一人の利用者が基本となっているが、今後変更となる見込み。

今日の所は、説明のみである。

**議長** 以上で本日予定していた議題はすべて終了しました。慎重かつ円滑なご審議ありがとうございました。以降進行を事務局にお願いします。

## 5. その他

事務局 その他について、本日特にご用意している話題はありません。委員の皆様から何かご意見はございますか。

事務局 以上を持ちまして、令和元年度第2回伊豆の国市空家等対策推進協議会を終了いたします。本日はありがとうございました。

6. 閉会 14時45分 会議終了

上記の議決事項を明確にするために議事録を作成し、議長並びに議事録署名人は署名又は記名押印する。

令和 2 年 3 月 18 日

議長 小野登志子

議事録署名人 山本直史